# フランスにおける「ビジネスと人権|

## 一中国・新疆ウイグル自治区の強制労働問題をめぐるフランスの法的対応【第1報】―

菅原 真(南山大学)

#### はじめに.

・2021 年 4 月 9 日、フランスの人権団体が、中国・新疆ウイグル自治区(Xinjiang Uighur autonomous region)における強制労働や人道に対する罪の隠匿の疑いで、ユニクロのフランス法人を含む衣料・スポーツ靴大手の 4 社(Uniqlo, Inditex, the Spanish operator of the Zara apparel brand, U.S. footwear giant Sketchers USA and French fashion company SMCP)をフランス当局に告発。

・2021年7月1日、中国・新疆ウイグル自治区における人権問題をめぐって、ユニクロのフランス法人などフランスで衣料品や靴を販売する4社に対して、「人道に対する罪」に加担した疑いでフランス検察が捜査を始めたことがMediapartによって報じられる。

「捜査対象となったのはユニクロのほか、ZARA を展開するスペインのインディテックス、米靴大手スケッチャーズ、仏 SMCP。(…) 捜査は 6 月末に始まったという。ウイグル自治区は、良質な『新疆綿』の産地として知られ、世界のアパレル企業が供給元とする一方、中国当局による強制労働があるとして欧米当局が問題視している。ユニクロを展開するファーストリテイリングは 5 月、『生産過程で強制労働などの問題がないことが確認されたコットンのみを使用している』とのコメントを出している。」1

### ・加藤勝信官房長官による 2021 年 7 月 2 日記者会見

「日本企業の正当な経済活動が確保されるよう、引き続き関連の情報を収集し、個別の状況に応じて適切な対応を行っていく」。「近年、欧米諸国を中心に企業に対して人権デューデリジェンス(調査)の導入、関連する取り組みの開示などを義務付ける法整備が広がっている」。日本政府も昨年10月に企業活動における人権尊重の活動を図ることを目的とした「ビジネスと人権に関する行動計画」を策定しており、「この行動計画の周知などを通じて、ビジネスと人権に関する一層の理解の促進と意識の向上による責任ある企業行動の促進を図っていきたい」<sup>2</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 朝日新聞(2021年7月2日)<a href="https://www.asahi.com/articles/ASP722HRZP71UHBI04K.html">https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210702/k10013114801000.html</a>; 日本経済新聞(同) https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR01EN40R00C21A7000000/

<sup>2</sup> 同上。

## 1. ウイグル人の強制労働問題(travail forcé des Ouïgours)

(1) オーストラリア戦略政策研究所(Australian Strategic Policy Institute: ASPI)<sup>3</sup>報告書『売り物のウイグル人―新疆地区を越えての「再教育」、強制労働と監視-』(2020 年 3月)<sup>4</sup>

中国政府は、ウイグル人や他の少数民族を中国各地の工場に集団移送している(2017 年から 2019 年の間に 80,000 人以上のウイグル人を強制移送)。新疆地区内外で、再教育キャンプから直送された人々の強制労働も実施されている。ASPI の調査によれば、中国国内 9 地方の 27 工場で強制労働が確認された。それらの工場は、 世界的有名ブランド企業 83社 (日本企業 12 社を含む)のサプライチェーンを部分的に担っている。これらの企業は、少数民族の「強制労働」から利益を得ている。

- \*強制労働に関する国際労働基準
- ·1930 年強制労働条約(第29号)5
- · 1957 年強制労働廃止条約(第 105 号)<sup>6</sup>
- ・1998 年「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言 | 7

<sup>4</sup> Vicky Xiuzhong Xu with Danielle Cave, Dr James Leibold, Kelsey Munro, Nathan Ruser, *UYGHURS FOR SALE, 'Re-education', forced labour and surveillance beyond Xinjiang,* ASPI Report No. 26/2020. <a href="https://respect.international/wp-content/uploads/2020/06/Uyghurs-for-sale-%E2%80%98Re-education%E2%80%99-forced-labour-and-surveillance-beyond-Xinjiang-.pdf">https://respect.international/wp-content/uploads/2020/06/Uyghurs-for-sale-%E2%80%98Re-education%E2%80%99-forced-labour-and-surveillance-beyond-Xinjiang-.pdf</a>

同報告書については、「国際人権 NGO ヒューマンライツ」による日本語の概要版がある。参照、https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2020/08/884619c6c323ea22fe2f7bda7da0b11b.pdf

- <sup>5</sup> 「すべての強制労働の使用を、できる限り短い期間のうちに廃止することを目的とした条約。この条約で、強制労働というのは、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働のことである。」参照、国際労働機関 HP <a href="https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\_239150/lang--ja/index.htm">https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\_239150/lang--ja/index.htm</a>
- 6 「1930 年の強制労働条約(第 29 号) を補強・補完する条約。この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。 a. 政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁 b. 経済的発展の目的のために、労働力を動員し利用する方法 c. 労働規律の手段 d. ストライキに参加したことに対する制裁 e. 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段」 参照、国際労働機関 HP https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\_239074/lang--ja/index.htm
- 7 「労働における基本的原則及び権利に関する I L O 宣言とそのフォローアップ」の「2 すべての加盟 国は、問題となっている条約を批准していない場合においても、まさにこの機関の加盟国であるという事

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> オーストラリアの防衛戦略政策のシンクタンク。https://www.aspi.org.au/

### ・2006年「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」8

「強制労働とは、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務を指します。処罰とは、監禁、暴力による威嚇やその行使、労働者が職場の外に自由に出ることの制限を含みます。脅威とは、被害者の家族に危害を加える旨の脅迫、不法就労者の当局に対する告発、最終的に賃金が支払われるとの期待の下に労働者を職場に留める目的で行われる賃金不払を含みます。労働者に賃金又はその他の報酬が提供されていることは、必ずしもそれが強制労働でないことを示すものではありません。」

ILO の強制労働に関する指標に従えば、ウイグル人は「強制労働」を強いられている。 ①脅迫や脅威(恣意的な拘束や警備員やデジタル技術による監視)、②従属的で、脆弱な立場(家族に対する脅迫)、③移動の自由の制限(柵に囲まれた工場、ハイテク技術による監視)、④隔離(隔離された寮での生活、専用列車での移動)、⑤虐待的な労働環境(政治教育、工場内における警察配備、軍事的管理、宗教行為の制限)、⑥長時間労働(労働後の北京語教育、政治教育)。

中国メディアはウイグル人の労働を「自発的なもの」と報じ、また中国政府は強制労働を商業目的に使用していない等と主張しているが、強制労働から逃れたウイグル人の証言によれば「収容所、または伝統的な牢獄に戻されるかもしれない恒常的な恐怖」に曝されている。

実そのものにより、誠意をもって、憲章に従って、これらの条約の対象となっている基本的権利に関する原則、すなわち、」「(b)あらゆる形態の強制労働の禁止」 $(\cdots)$ を「尊重し、促進し、かつ実現する義務を負うことを宣言する。」参照、国際労働機関 HP

https://www.ilo.org/tokyo/information/publications/WCMS\_246572/lang--ja/index.htm

8 一般原則「8. この宣言に関係のあるすべての当事者は、国家の主権を尊重し、国家の法令に従い、地域の慣行を十分考慮し、関係のある国際基準を尊重すべきである。また、これらの当事者は、ILO 憲章並びに表現及び結社の自由の持続的な進歩に不可欠なILO の諸原則とともに、国連総会で採択された世界人権宣言及びこれに対応した国際人権規約を尊重し、1998年に採択された「仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」の実現に貢献し、そして、国内法及び受諾した国際的義務に従いながら、その自由になした約束を尊重すべきである。」

「9. ILO 条約第 29 号、第 87 号、第 98 号、第 100 号、第 105 号、第 111 号、第 122 号、第 138 号及び第 182 号を批准していない国の政府は、これを批准するよう要請されるが、いずれにしても上記 ILO 条約及び ILO 勧告第 35 号、第 90 号、第 111 号、第 119 号、第 122 号、第 146 号、第 169 号、第 189 号及び第 190 号に具現された諸原則を、国内政策を通して最大限適用するよう要請される。批准条約の遵守を確保するという政府の義務を損なうことなしに、本項で引用されている ILO 条約・勧告が遵守されていない国においても、すべての当事者はそれらを社会政策の指針として参考にすべきである。」参照、国際労働機関 HP <a href="https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\_emp/---emp\_ent/---multi/documents/publication/wcms\_124927.pdf">https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\_emp/---emp\_ent/---multi/documents/publication/wcms\_124927.pdf</a>

### (2) ウイグル人による迫害証言

・サイラグル・サウトバイ、アレクサンドラ・カヴェーリウス (秋山勝 訳)『重要証人一ウイグルの強制収容所を逃れて』(草思社、2021年)

「こうした迫害の証言の真偽や誇張を疑う声はあるが、私自身 30 年以上中国研究に携わり、権力と対峙する人々が監視、拘禁、拷問の対象になる状況を見てきた。本書を読み、サウトバイは自らの辛い過去と真摯に向き合っていると感じた。言論統制とプロパガンダに力を入れる巨大な多民族国家の実像は相当な努力をして、内側から見ようとしなければ見えてこない。」(阿古智子)。

ウイグル人の「強制労働」は、民族・宗教的信条に基づく差別を禁止する中国憲法および 国際法に反すると指摘される。

## (3) 最近の諸外国での動き

- ・2020 年 6 月、アメリカ合衆国連邦議会が「ウイグル人権政策法(Uyghur Human Rights Policy Act of 2020)」を制定 <sup>10</sup>。
- ・2021 年 1 月 19 日、アメリカ合衆国政府は「中国が新疆ウイグル自治区のイスラム教徒や少数民族に対し、ジェノサイド(民族集団虐殺)と人道に対する罪を犯している」と断定(米国務省マイク・ポンペオ長官)<sup>11</sup>
- ・2021 年 3 月 22 日、アメリカ財務省、中国・新疆ウイグル自治区での人権侵害を理由に、中国政府の幹部 2 名を制裁対象となる特別指定国民(SDN)に指定。
- ・2021年7月14日、アメリカ連邦議会・上院が「ウイグル強制労働防止法案」を可決。中国・新疆ウイグル自治区から全ての産品輸入を原則的に禁止する法案を全会一致で可決。輸

https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/7d71c95432ad0c76.html

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 阿古智子「(ひもとく) ウイグル問題 多民族中国の実像、重層的に」朝日新聞 2021 年 11 月 13 日 https://digital.asahi.com/articles/DA3S15110071.html

 $<sup>^{10}\</sup> https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/3744$ 

なお、人権侵害を行った個人や団体に対する経済制裁法として、アメリカ合衆国連邦議会は、既に、2012 年「マグニツキー法」(Magnitsky Act)を発展させた 2016 年「グローバル・マグニツキー人権説明責任法」(Global Magnitsky Human Rights Accountability Act)を制定し、財務省によって特別指定国民(SDN)指定された者は、米国資産を凍結し、アメリカ人との取引禁止が禁止される。JETRO の調査によれば、2020 年 10 月 28 日時点で、107 件が指定され、うち 63 件が人権侵害に該当した(2021 年 3 月には、新疆ウイグル自治区に関連して、中国政府幹部も指定)。

 $<sup>^{11}</sup>$ 「米国務長官、中国のウイグル族弾圧を『ジェノサイド』と認定」CNN 2021 年 1 月 20 日 https://www.cnn.co.jp/usa/35165280.html

入するには生産過程で強制労働が行われていないことを立証する必要があることを内容と する法案。

・2021年10月21日、国連総会第3委員会(人権)はオンライン会合を開催し、中国新疆ウイグル自治区の人権状況を巡り、欧米諸国と中国側がそれぞれ共同声明を発表。会合では43カ国を代表してフランスが、ウイグル自治区で「拷問や性暴力といった人権侵害が組織的に行われている」と懸念し、国連人権高等弁務官らによる現地訪問を認めるよう中国に訴えた。これに対して、62カ国を代表してキューバが、ウイグル自治区の状況は中国の「内政問題」であるとの立場を表明。

・2021 年 12 月 2 日、オーストラリア議会が、中国の新疆ウイグル自治区での人権問題を 念頭に、人権侵害などに関与した外国の当局者らに制裁を科す法案(「2011 年自主制裁法」 の改正案)を可決。<sup>12</sup>

### 2. 人道に対する罪

(1) 国際法における「人道に対する罪」の歴史的展開 13

### ①第二次世界大戦前

# ②第二次世界大戦後

・1943 年モスクワ宣言 「残虐行為を行った者は、戦後、その行為を行った地域に送還され、その国の法律によって裁判に付され処罰すること」、「残虐行為が特定の地理的範囲を持たず、かつ、連合国諸政府の共同決定によって処罰されるべき重大犯罪人であった場合は、第1に掲げた原則に影響されない」。

#### 国際軍事裁判所憲章

第6条「第1条で言及するヨーロッパ枢軸諾国の主要戦争犯罪者の裁判及び処罰のための協定により設立された裁判所は、ヨーロッパ枢軸諸国のために、一個人として又は組織の一員として、次の各犯罪のいずれかを犯した者を裁判し、かつ処罰する権限を有する。以下に掲げる各行為またはそのいずれかは、裁判所の管轄に属する犯罪とし、これについては個人的責任が成立する。

- (a) 平和に対する罪 〔省略〕
- (b) 戦争犯罪 〔省略〕
- (c) 人道に対する罪 すなわち、犯行地の国内法の違反であると否とを問わず、裁判所の管轄に属する

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM0252O0S1A201C2000000/

<sup>13</sup> 参照、竹村仁美「人道に対する犯罪の法典化の系譜」寺谷広司編・伊藤一頼編集補助『国際法の現在一変転する現代世界で法の可能性を問い直す』(日本評論社、2020年) 178 頁。

<sup>12</sup> 日本経済新聞 2021 年 12 月 2 日

犯罪の遂行として、あるいはこれに関連して行われた、戦争前あるいは戦争中に<u>すべての一般人民(any civilian population)に対して</u>行われた殺害、せん滅、奴隷化、移送及びその他の非人道的行為、もしくは政治的、人種的または宗教的理由にもとづく迫害行為。」

⇒被害者の国籍を問わない規定

### · 極東国際軍事裁判所憲章

第5条「(ハ) 人道ニ対スル罪 即チ、戦前又ハ戦時中為サレタル殺人、殲滅、奴隷的虐使、追放、其ノ他ノ非人道的行為、若ハ犯行地ノ国内法違反タルト否トヲ問ハズ、本裁判所ノ管轄ニ属スル犯罪ノ遂行トシテ又ハ之ニ関連シテ為サレタル政治的又ハ人種的理由ニ基ク迫害行為。」

⇒「すべての一般住民に対する犯罪」としての性質は明言せず

# ③米ソ冷戦終結前

- ・1948 年ジェノサイド条約(集団殺害罪の防止および処罰に関する条約)<sup>14</sup> 第2条「この条約では、集団殺害とは、国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する 意図をもつて行われた次の行為のいずれをも意味する。
- (a) 集団構成員を殺すこと。
- (b) 集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的な危害を加えること。
- (c) 全部又は一部に肉体の破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すること。
- (d) 集団内における出生を防止することを意図する措置を課すること。
- (e) 集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。」
- ・1947 年国連総会、国際法委員会 (ILC) を設置
- ・1950 年 ILC 採択「ニュルンベルク諸原則」 原則 6 (c)
- ・1954年 ILC 採択「人類の平和と安全に対する犯罪の法典草案 | 第2条 (11)
- ・1991 年 ILC 起草委員会・暫定採択「人類の平和と安全に対する犯罪の法典草案」第 21 条

#### ④米ソ冷戦終結後

- ・国際連合憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」に基づく安保理決議
- ・1993 年旧ユーゴ国際刑事法廷(ICTY)規程
- ・1994 年ルワンダ国際刑事法廷 (ICTR) 規程
- ・1996 年 ILC 暫定採択「人類の平和と安全に対する犯罪の法典草案 |
- ・1998 年国際刑事裁判所ローマ規程 (⇒2003 年 3 月、国際刑事裁判所(ICC)設置) 第 7 条〔人道に対する犯罪〕「1 この規程の適用上、<u>『人道に対する犯罪</u>』とは、文民たる住民に対する攻

\_

<sup>14</sup> 外務省仮訳。

撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの 行為をいう。

- (a) 殺人
- (b) 絶滅させる行為
- (c) 奴隷化すること。
- (d) 住民の追放又は強制移送
- (e) 国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しいはく奪
- (f) 拷問
- (g) 強姦(かん)、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態 の性的暴力であってこれらと同等の重大性を有するもの
- (h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、3に定義する性に係る理由その他国際法の下で許容されないことが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害であって、この1に掲げる行為又は裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を伴うもの
- (i) 人の強制失踪
- (j) アパルトヘイト犯罪
- (k) その他の同様の性質を有する非人道的な行為であって、身体又は心身の健康に対して故意に重い 苦痛を与え、又は重大な傷害を加えるもの」

#### (2) 国内法規定における展開(岡田による分類 15)

- ①ジェノサイド犯罪のみ特に規定する国:ドイツ、アメリカ
- ②ジェノサイド犯罪と通例の戦争犯罪について適用法規をもつ国:英国、ハンガリー、エチオピア等
- ③ジェノサイド犯罪を含む人道に対する罪を規定する国:フランス
- ④人道に対する罪と通例の戦争犯罪について規定する国:カナダ

### (3) フランス刑法典における「人道に対する罪」条項

フランスでは、フランス刑法典に「ジェノサイド」(211-1 条)および<mark>「人道に対する罪(crime contre l'humanité)」(212-1 条~212-3 条)</mark>が規定されている <sup>16</sup>。

 $\frac{\text{https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section\_lc/LEGITEXT000006070719/LEGISCTA000006165394/\#LEGISCTA000006165394}{\text{LEGISCTA000006165394}}$ 

<sup>15</sup> 岡田泉「『人道に対する罪』処罰の今日的展開」世界法年報 15 号(1995 年)49 頁。

Code pénal, Livre II : Des crimes et délits contre les personnes (Articles 211-1 à 227-33), Titre Ier : Des crimes contre l'humanité et contre l'espèce humaine (Articles 211-1 à 215-3)

・刑法典第 212-1 条 「一般的または体系的な攻撃の一環として住民グループ (groupe de population civile) に対して謀議された計画を実施するために行われた以下のいずれかの行為は、人道に対する罪を構成し、終身刑が科される。

①生命への意図的侵害

② (殺戮による) 絶滅

③奴隷に追いやること

④住民の国外追放および強制移住

⑤国際法の基本的諸規定に違反する収監またはその他の形態の重大な身体的自由の剥奪

### ⑥拷問

⑦レイプ、強制売春、強制妊娠、強制不妊手術、または同様の重大なその他の形態の性暴力

⑧政治的、人種的、国民的、民族的、文化的、宗教的または性差別的な理由 (motifs d'ordre politique, racial, national, ethnique, culturel, religieux ou sexiste)、または国際法において許容されないことが一般に認められる他の基準に基づいて行われるすべてのグループ又は特定可能な集団の迫害。

## 9強制失踪

⑩体制維持を目的として、ある一つの人種グループが他の人種グループ又は他のすべての人種グループを支配し、組織的な抑圧を制度化した体制の中で行われる差別行為

⑪故意に大きな苦痛をもたらし、又は重大な身体的若しくは精神的危害を引き起こす他の同様な性格を 有する非人道的行為」<sup>17</sup>

- ・刑法典第 212-2 条 「人道に対する罪を犯す際の名目であるところの、イデオロギー体系と闘っている人々に対して謀議された計画を実施するため、戦時に行われた場合、第 212-1 条で規定された行為は懲役刑が科される。」  $^{18}$
- ・刑法典第 212-3 条は、同法第 211-1 条、第 212-1 条および第 212-2 条に規定された犯罪に該当する行為を実際に行ったグループに参加し、または準備のために行われた謀議に参加した場合、終身刑が科されることを記している。 $^{19}$

# 3. フランスにおける捜査主体

# (1) NPO (Association) による告発

2021 年 4 月 12 日、フランスの NGO の「シェルパ (SHERPA) | <sup>20</sup>、「値札に関する倫理

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Modifié par Loi n° 2013-711 du 5 août 2013 - art. 15.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Modifié par Loi n° 2004-800 du 6 août 2004 - art. 28 (JORF 7 août 2004)

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Modifié par Loi n° 2004-800 du 6 août 2004 - art. 28 (JORF 7 août 2004)

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 弁護士、法学者、その他の専門家などから構成される、多国籍企業による経済犯罪・環境破壊・人権侵害などと闘うことを目的とする NGO。 https://www.asso-sherpa.org/accueil

集団 (collectif Éthique sur l'étiquette)」 $^{21}$ 、「欧州ウイグル研究所 (Institut Ouïghour d'Europe (IODE))」 $^{22}$ 、そして中国新疆の収容所に拘束された経験を持つウイグル人生存者が、ユニクロ等に対して、新疆産の綿花を使用し、ウイグル人少数民族の強制労働を直接的または間接的に奨励し、利益を得ているパリの検察庁に告訴状を提出した。

告訴状によれば、ユニクロ等の国際的ブランドやフランスの小売業者が、「人道に対する罪」と見なされる可能性のある犯罪に関与している可能性があると主張されている。新疆ウイグル自治区の数十万人のウイグル人は、中国政府によって衣料産業に従事することを余儀なくされている。ヨーロッパの企業はこの地域の企業から調達しているため、新疆ウイグル自治区の繊維産業における人権侵害から利益を得ている可能性があり、違法性があると主張している。

(2) 捜査主体: 2013 年 11 月 5 日に設立された「人道に対する罪、ジェノサイド、戦争 犯罪と戦う中央事務所 (OCLCH: Office central de lutte contre les crimes contre l'humanité, les génocides et les crimes de guerre)」

### ①組織

この組織は、首相が発令した 2013 年 11 月 5 日のデクレ(Décret n° 2013-987 du 5 novembre 2013) <sup>23</sup>によって、国家憲兵隊総局の司法警察の副局の下に設立された。(i)最も重大な国際犯罪とその関連犯罪との戦い、(ii)特定のグループのメンバーに対する憎悪と不寛容との戦いについて専門知識を持つ軍事省および他の行政機関によって配置された憲兵、警察官並びに担当官(gendarmes, de policiers et d'agents)によって構成される。

#### ②調査対象となる犯罪

OCLCH の設立目的は、以下の 2 つの犯罪カテゴリーを調査することにある。

### (i) 最も重大な国際犯罪

OCLCH は、以下の犯罪捜査を実施する権限がある。

・ジェノサイド (刑法典第211-1条)

https://uyghur-institute.org/index.php/fr-fr/accueil-fr

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 国際連帯団体、労働組合、消費者運動団体、および教育団体等を結集し、1995 年に創設された Collectif Éthique sur l'étiquette によって、2007 年 9 月に結成された NGO。世界中の働く人の人権の尊重、購入する商品の社会的品質に関する消費者の権利を主張して行動している。 <a href="https://ethique-suretiquette.org/">https://ethique-suretiquette.org/</a>

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> フランスの大学に在籍していたウイグル人学生のオグーズ協会によって、2019 年に創設された。ヨーロッパでウイグル研究を促進するために、文化的、学術的なイベントを組織している団体。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000028160634/

- ・人道に対する罪(刑法典第212-1条)
- ・戦争犯罪および犯罪 (刑法典第 461-1 条から第 462-11 条)
- ・1984年12月10日の拷問等禁止条約の意味における拷問の犯罪。
- ・2006 年 12 月 20 日の強制失踪防止条約の意味における強制失踪の犯罪 (刑法典第 221-12 条)。

→国外で犯された犯罪の実行者または被害者がフランス国籍である場合、事務所の権限が 行使される。また、国外で犯された犯罪がフランス人によって、またはフランス人に対して 犯されなかった場合、および場合によっては、犯罪の実行者がフランスの領土にいる場合、 または常居所がある場合にもその権限は行使される。

- (ii) 憎悪と不寛容によって動機付けられた犯罪
- ・OCLCH はデクレ第2条に規定された犯罪に対してその権限を行使する。
- ・想定される人種、民族、宗教、国の被害者の構成員。
- ・被害者の性的指向またはアイデンティティ。

→これらの犯罪については、犯罪がフランスで行われた場合、または犯罪が海外で行われた 場合、実行者または被害者がフランス国籍を持っている場合、オフィスの管轄権が行使され る。

#### ③任務

- ・国際的な刑事援助の枠組みの中で、フランス全土および国外での調査を促進する。
- ・憲兵隊または警察サービスのいずれかによって実施された司法警察の捜査を主導し、調整する。検察官から送られた、またはパリの大審裁判所(TGI)の専門局の捜査官からの司法共助依頼(commission rogatoire)で刑事訴訟法典(Code de procédure pénale)第628条以下を適用する。
- ・フランス、外国、および国際的な司法当局および警察当局が捜索している逃亡犯を追跡する。
- ・国際警察協力の枠組みの中で交流のためのフランスの連絡窓口を担う。
- ・任務の対象となる犯罪現象の進展を観察および分析する。
- ・国内、欧州、国際的各レベルでの立法、司法制度、刑法および人権保障に関する専門知識 を提供する。
- ・武力紛争、人権、被害者保護の法律に関する講習に参加する。
- ・事務所によって開始された手続は、刑事訴訟法典第 628-8 条の適用において、特別な調査 技術の実施の対象となる可能性がある。

・事務所は、憲兵隊または警察サービスと共同で、またはそれらを支援して行動することが できる。

## ④国内および国際的な安全への貢献

## (i) 国際平和と安全への貢献

最も重大な国際犯罪の加害者の抑圧は、国際の平和と安全に貢献する。

OCLCH は、最も重大な犯罪者が罪を逃れることとの闘いの分野においてフランスの国際公約および国連安全保障理事会の決定の実施に参加する。

### (ii)人口と国土の保護

OCLCH は、以下の方法で国内の安全の復活に効果的に貢献する。

- ・国土からまたは国土に対する他の重大な犯罪の実行を防止する。
- ・他の国際犯罪または他の人身売買(人間、武器、天然資源)の資金調達を回避し、刑事制裁の有効性を強化し、被害者への補償を保証するために犯罪資産を押収する。
- ・非国家武装グループまたは犯罪組織のメンバーによる他の深刻な形態の犯罪に関連して 犯された犯罪の調査(天然資源、文化遺産、マネーロンダリング、人身売買、臓器売買、武 器密売への攻撃)。
- ・事務所は、条約の枠組みの範囲内にあります。・
- ・事務所はまた、国際組織犯罪防止条約(UNTOC)および防衛と国家安全保障に関する白書の枠組みの中にある。

#### (iii) 人間の尊厳と国民の団結の保護

OCLCH は、国連、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会、および EU の枠組みの中で締結されたフランスの国際協約に基づき、特定のグループのメンバーに対する憎悪と不寛容によって動機付けられた犯罪の抑圧を確実に行うことによって、人間の尊厳と国民の団結の保護にも貢献する。

#### ⑤国内協力機関

- ・内務省のすべての憲兵隊、警察サービス、その他のサービス、および必要な手続の文脈に おいて専門知識や支援を提供する可能性のある他の行政機関
- ・最も重大な犯罪者が罪を逃れることとの闘い、人権の保障、被害者の保護を専門とする NGO やその他の非政府組織、および憎悪と不寛容によって動機付けられた犯罪との戦い、 および被害者が想定される人種、民族、国、宗教の構成員または非構成員であるため、また は被害者の性的アイデンティティまたは指向のために被害を受けた犯罪被害者の保護を専 門とする組織

### ⑥外国の協力機関

- ・国連 (UN) 及びその機関 (難民高等弁務官および人権高等弁務官) および専門機関 (ユネスコ)
- ・国際刑事裁判所 (ICC) および国際的な刑事裁判機関。
- ・国際刑事警察機構(ICPO:インターポール);
- · 欧州評議会
- EU
- ・欧州司法機構 (Eurojust)
- ・「ジェノサイド、人道に対する罪」の責任者の連絡のためのヨーロッパ・ネットワーク (Réseau européen des points de contacts "Génocides")
- ・欧州刑事警察機構(Europol)および「ジェノサイド、人道に対する罪および戦争犯罪」 の焦点。
- ・警察サービスおよび司法当局;
- ・大学および研究センター

### (3)企業の反論 24

①ZARA の親会社である Inditex は、新疆産の綿花を使用しているとの主張に強く反論し、「当社では、厳格なトレーサビリティ管理を行っており、告発されているような事実はないことを確認した」と AFP の取材に回答。「Inditex では、あらゆる形態の強制労働に対して許容度はゼロであり、この慣行がサプライチェーンで行われないようにするための方針と手続きを確立している」とした。

- ②SMCP は、この申立が虚偽であることを証明するためにフランス当局と協力するとした。「SMCP は世界中のサプライヤーと協力し、報道機関に記載されている地域に直接サプライヤーを持たないことを維持している」とした。
- ③ユニクロを運営するファーストリテイリングは、生産を委託する工場で新疆に立地する ものはなく、今のところフランス当局から通告は受けていないとしている。

# おわりに.

\_

https://www.reuters.com/world/china/france-investigate-fashion-retailers-concealing-crimes-against-humanity-xinjiang-2021-07-01/https://www.ntdtv.jp/2021/07/51042/

- (1)中国・新疆ウイグル自治区の強制労働問題をめぐり、問題となったアパレル企業4社が起訴されたかどうかについては、管見の限り、不明であった。
- (2) フランスの報道をみる限り、本件は「人道に対する罪」違反が問われ、「人道に対する罪、ジェノサイド、戦争犯罪と戦う中央事務所(OCLCH)」という新しい機関がその捜査の役割を担っている。
- (3) 2017 年 3 月 27 日親会社及び受注企業の注意義務に関する法律(人権デューデリジェンス法)に基づく企業の責任を追及している <sup>25</sup>。同法は、フランスに 5,000 人以上、または世界に 10,000 人以上の従業員を抱える企業に注意(監視)義務を課しており、世界中に設立されている子会社、サプライヤー、下請け業者など、フランスの大企業の活動に起因する人権と環境の重大な侵害を防止することを目的としている(同法は、注意(監視)行動の義務と注意(監視)計画の公表による透明性の義務という 2 つの義務を負っている)。

フランスでは、NGO が「ビジネスと人権」をめぐる問題でも大きな役割を果たしている。 その中でも、SHERPA は、他の NGO(CCFD-Terre Solidaire)<sup>26</sup>と共に『警戒義務レーダー(*Radar du devoir de vigilance*), 3e edition』 を公刊し、2017 年法に基づく調査活動を行っている。それによれば、フランス企業による外国における人権侵害および環境違反の防止と修復を目的として、少なくとも 263 社が同法の対象となっており、正式な通知または召喚の対象となった6社と、法律で義務付けられている注意(監視)計画をまだ公表していない44社が特定され<sup>27</sup>、同法の問題点が指摘されている。

本件は、この 2017 年法を超えて、外国における企業の人権侵害活動が刑事事件(人道に対する罪違反)になる可能性を示している。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 参照、レジュメ「【ビジネスと人権科研】 2月研究会 (2021 年 2 月 16 日): フランスにおける「ビジネスと人権」—2017 年 3 月 27 日親会社及び受注企業の注意義務に関する法律 (人権デューデリジェンス法) について—」 http://bhrts2019-2022.org/

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> https://ccfd-terresolidaire.org/

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> https://www.asso-sherpa.org/3e-edition-du-radar-du-devoir-de-vigilance-mcdonalds-lactalis-bigard-adrexo-leroy-merlin-generali-altrad-euro-disney-44-entreprises-toujours-hors-la-loi